

天草市 第2期下水道ストックマネジメント計画

(第1回変更)

天草市水道局下水道課

策定 令和5年 3月

改訂 令和6年 3月

① ストックマネジメント実施の基本方針

【状態監視保全】

機能発揮上、重要な施設であり、調査により劣化状況の把握が可能である施設を対象とする。

※ 状態監視保全とは、「施設・設備の劣化状況や動作状況の確認を行い、その状態に応じて対策を行う管理方法をいう。

【時間計画保全】

機能発揮上、重要な施設であるが、劣化の状態の把握が困難な施設を対象とする。

※ 時間計画保全とは、「施設・設備の特性に応じて予め定めた周期（目標耐用年数等）により対策を行う管理方法をいう。

【事後保全】

機能上、影響が小さい等、重要度が低い施設を対象とする。

※ 事後保全とは、「施設・設備の異常の兆候（機能低下等）や故障の発生後に対策を行う管理方法をいう。

② 施設の管理区分の設定

基本方針に基づき、各施設の管理区分を以下のとおり設定する。

1) 状態監視保全施設

【管路施設】

施設名称	点検・調査頻度	改築の判断基準	備考
管渠・マンホール	点検：5年に1回 調査：点検で異常を確認した場合	緊急度Ⅱで改築を実施。	腐食環境下
管渠・マンホール	点検：8年に1回 調査：点検で異常を確認した場合	緊急度Ⅱで改築を実施。	重要管路（幹線）
管渠・マンホール	点検：15年に1回 調査：点検で異常を確認した場合	緊急度Ⅱで改築を実施	重要管路（一般）
マンホール蓋	点検：5年に1回 調査：点検で異常を確認した場合	緊急度Ⅱで改築を実施	腐食環境下
マンホール蓋	点検：7年に1回 調査：点検で異常を確認した場合	緊急度Ⅱで改築を実施	一般環境下

【処理場・ポンプ場施設】

施設名称	点検・調査頻度	改築の判断基準	備考
スクリーンかす設備	点検は日常的に実施。 調査は概ね1回／5～7年程度又は点検で異常が確認された場合に実施。	健全度2以下で改築を実施	改築はリスクが高い資産を優先とする。
雨水沈砂設備	点検は日常的に実施。 調査は概ね1回／5～7年程度又は点検で異常が確認された場合に実施。	健全度2以下で改築を実施	改築はリスクが高い資産を優先とする。
汚水沈砂設備	点検は日常的に実施。 調査は概ね1回／5～7年程度又は点検で異常が確認された場合に実施。	健全度2以下で改築を実施	改築はリスクが高い資産を優先とする。
雨水ポンプ設備	点検は日常的に実施。 調査は概ね1回／5～7年程度又は点検で異常が確認された場合に実施。	健全度2以下で改築を実施	改築はリスクが高い資産を優先とする。
污水ポンプ設備	点検は日常的に実施。 調査は概ね1回／5～7年程度又は点検で異常が確認された場合に実施。	健全度2以下で改築を実施	改築はリスクが高い資産を優先とする。
最初沈殿池設備	点検は日常的に実施。 調査は概ね1回／5～7年程度又は点検で異常が確認された場合に実施。	健全度2以下で改築を実施	改築はリスクが高い資産を優先とする。
反応タンク設備	点検は日常的に実施。 調査は概ね1回／5～7年程度又は点検で異常が確認された場合に実施。	健全度2以下で改築を実施	改築はリスクが高い資産を優先とする。
最終沈殿池設備	点検は日常的に実施。 調査は概ね1回／5～7年程度又は点検で異常が確認された場合に実施。	健全度2以下で改築を実施	改築はリスクが高い資産を優先とする。
消毒設備	点検は日常的に実施。 調査は概ね1回／5～7年程度又は点検で異常が確認された場合に実施。	健全度2以下で改築を実施	改築はリスクが高い資産を優先とする。
汚泥輸送・前処理設備	点検は日常的に実施。 調査は概ね1回／5～7年程度又は点検で異常が確認された場合に実施。	健全度2以下で改築を実施	改築はリスクが高い資産を優先とする。
汚泥濃縮設備	点検は日常的に実施。 調査は概ね1回／5～7年程度又は点検で異常が確認された場合に実施。	健全度2以下で改築を実施	改築はリスクが高い資産を優先とする。
汚泥消化タンク設備	点検は日常的に実施。 調査は概ね1回／5～7年程度又は点検で異常が確認された場合に実施。	健全度2以下で改築を実施	改築はリスクが高い資産を優先とする。
汚泥脱水設備	点検は日常的に実施。 調査は概ね1回／5～7年程度又は点検で異常が確認された場合に実施。	健全度2以下で改築を実施	改築はリスクが高い資産を優先とする。
脱臭設備	点検は日常的に実施。 調査は概ね1回／5～7年程度又は点検で異常が確認された場合に実施。	健全度2以下で改築を実施	改築はリスクが高い資産を優先とする。
クレーン類物あげ設備	点検は日常的に実施。 調査は概ね1回／5～7年程度又は点検で異常が確認された場合に実施。	健全度2以下で改築を実施	改築はリスクが高い資産を優先とする。

※「点検は日常的に実施」とは、概ね1回／1年or6月程度の頻度で実施する。

2) 時間計画保全施設

【管路施設】

施設名称	目標耐用年数	備考
該当なし		

【処理場・ポンプ場施設】

施設名称	目標耐用年数	備考
受変電設備	標準耐用年数の1.7倍とする。	
自家発電設備	標準耐用年数の1.7倍とする。	
制御電源及び 計装用電源設備	標準耐用年数の1.7倍とする。	
負荷設備	標準耐用年数の1.7倍とする。	
計測設備	標準耐用年数の1.7倍とする。	
監視制御設備	標準耐用年数の1.7倍とする。	

※ただし、故障・不具合がある場合、補修部品がないものの内、代替品による対応が困難な場合は、目標耐用年数未達でも改築とする。

備考) 施設名称を「下水道施設の改築について（平成28年4月1日 国水下事第〇〇号 下水道事業課長通知）」の別表に基づき記載する場合にあっては、大分類、中分類、小分類のいずれで記載してもよい。

3) 主要な施設の管理区分を事後保全とする場合の理由

【管きょ施設】

該当なし

【処理場・ポンプ場施設】

該当なし

※主要な施設とは、管路施設における管渠やポンプ場におけるポンプ設備、処理場における送風機設備や汚泥脱水機設備など、各施設に求められる機能を発揮するのに必要な重要度の高い施設・設備を示す。

③ 改築実施計画

1) 計画期間

令和 5 年度 ~ 令和 9 年度

2) 個別施設の改築計画

【管路施設】

※赤記載は令和5年度に追加申請設備を示す。

(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(6)	(7)	(8)
処理区・排水区の名称	合流・汚水・雨水の別	対象施設	布設年度	供用年数	対象延長(m)	概算費用(百万円)	備考
本渡処理区	汚水	管きょ	S53, S60	45, 38	290.65	127.93	
本渡処理区	汚水	管きょ、マンホール、マンホール蓋	S53~S57	45~49	184.50	124.50	
合計						127.93 252.43	

【処理場・ポンプ場施設】

(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(6)	(7)	(8)
処理場・ポンプ場等の名称	合流・汚水・雨水の別	対象施設	設置年度	供用年数	施設能力	概算費用(百万円)	備考
本渡浄化センター	汚水	水処理設備 最初沈澱池設備	S52	46	14,800m3/日	117.30	
"	汚水	汚泥処理設備 消化タンク設備	H6, H8	29, 27	14,800m3/日	626.20	
"	汚水	汚泥処理棟			14,800m3/日	178.00	
"	汚水	汚泥処理設備 汚泥脱水設備	H6, H8	29, 27	14,800m3/日	778.00	
"	汚水	付帯設備 ゲート設備	S49, 51	49, 47	14,800m3/日	40.00	
"	汚水	付帯設備 配管類	S52	46	14,800m3/日	58.00	
"	汚水	電気計装設備 自家発電設備	S52	46	14,800m3/日	295.80	
"	汚水	電気計装設備 負荷設備	S53	45	14,800m3/日	370.70	
"	汚水	電気計装設備 制御電源及び計装用電源設備	H16	19	14,800m3/日	161.80	
"	汚水	電気計装設備 監視制御設備	H16	19	14,800m3/日	667.80	
今釜新町ポンプ場	雨水	ポンプ設備 雨水ポンプ設備	S49, S50	49, 48	876.0m3/分	226.00	
"	雨水	付帯設備 クレーン類物あげ設備	S49, S50	49, 48	876.0m3/分	125.00	
"	雨水	電気計装設備	S49, S50	49, 48	876.0m3/分	60.00	
浜田雨水ポンプ場	雨水	ポンプ設備 雨水ポンプ設備	S49, S63	49, 35	114.0m3/分	207.00	
瀬戸雨水ポンプ場	雨水	ポンプ設備 雨水ポンプ設備	S49, S63	49, 35	114.0m3/分	134.00	
"	雨水	電気計装設備	S49, S63	49, 35	114.0m3/分	18.00	
淨南雨水ポンプ場	雨水	ポンプ設備 雨水ポンプ設備	S58	40	356.0m3/分	198.00	
"	雨水	電気計装設備 自家発電設備	S57	41	356.0m3/分	62.00	
小計						4323.60	

【処理場・ポンプ場施設】

※赤記載は令和5年度に追加申請設備を示す。

(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(6)	(7)	(8)
処理場・ポンプ場等の名称	合流・汚水・雨水の別	対象施設	設置年度	供用年数	施設能力	概算費用(百万円)	備考
浜田污水中継ポンプ場	汚水	付帯設備 ゲート設備	S60	38	2.64m3/分	30.00	
〃	汚水	沈砂池設備 スクリーニングかす設備	S60	38	2.64m3/分	8.23	
〃	汚水	電気計装設備 負荷設備・監視制御設備 自家発電設備	S61	37	2.64m3/分	66.00	
瀬戸污水中継ポンプ場	汚水	電気計装設備 負荷設備・監視制御設備	H3	32	1.01m3/分	106.00	
〃	汚水	付帯設備 脱臭設備	H3	32	1.01m3/分	3.00	
広瀬污水中継ポンプ場	汚水	沈砂池設備 スクリーニングかす設備	S58, S60	40, 38	1.76m3/分	13.00	
下田浄化センター	汚水	共通施設(水処理施設) 付帯設備	H12	23	680m3/日	16.80	
〃	汚水	電気計装設備 負荷設備	H12	23	680m3/日	89.90	
〃	汚水	電気計装設備 計測設備	H12	23	680m3/日	8.40	
高浜浄化センター	汚水	汚泥処理設備 汚泥脱水設備、	H12	23	620m3/日	197.40	
〃	汚水	水処理設備 反応タンク設備、	H20	15	620m3/日	6.50	
小計						226.23 545.23	
合計						4549.83 4868.83	

- 備考1) 改築を実施する施設のうち、② 1)において状態監視保全施設もしくは時間計画保全施設に分類したものを記載する。
- 備考2) 対象施設には、改築を行う部位、設備名称を記載する。記載にあたっては、「下水道施設の改築について（平成28年4月1日 下水道事業課長通知）」別表の中分類もしくは小分類を参考とする。
- 備考3) 「下水道施設の改築について（平成28年4月1日 下水道事業課長通知）」別表に定める年数を経過していない施設については、備考欄において、同通知に定める「特殊な環境により機能維持が困難となった場合等」の内容について、以下の該当する番号及び概要を記載する。
- ① 塩害など避けられない自然条件あるいは著しい腐食の発生など計画段階では想定しえない特殊な環境条件により機能維持が困難となった場合
 - ② 施設の運転に必要なハード、ソフト機器の製造が中止されるなど、施設維持に支障をきたす場合
 - ③ 省エネ機器の導入等により維持管理費の軽減が見込まれるなど、ライフサイクルコストの観点から改築することが経済的である場合及び地球温暖化対策の推進に関する法律(平成10年法律第117号)に規定する「地方公共団体実行計画」、エネルギーの使用の合理化に関する法律(昭和54年法律第49号)に規定する中長期的な計画等、地球温暖化対策に係る計画に位置付けられた場合
 - ④ 標準活性汚泥法その他これと同程度に下水を処理することができる方法より高度な処理方法により放流水質を向上させる場合
 - ⑤ 浸水に対する安全度を向上させる場合
 - ⑥ 下水道施設の耐震化を行う場合
 - ⑦ 合流式下水道を改善する場合
- 備考4) 改築事業の実施にあたっては、別途、詳細設計等において、効率的な手法等を検討すること。

④ ストックマネジメントの導入によるコスト縮減効果

概ねのコスト縮減額	試算の対象時期
約 71 百万円／年	概ね100年

※標準耐用年数で改築するシナリオと最適シナリオを比較

- 備考) 標準耐用年数で全てを改築した場合と比較して、②に基づき健全度・緊急度等や目標耐用年数を基本として改築を実施した場合のコスト縮減額を記載する。

天草市 第2期下水道ストックマネジメント計画

(第1回変更)

天草市水道局下水道課

策定 令和 5年 3月

改訂 令和 6年 3月

① ストックマネジメント実施の基本方針

【状態監視保全】

機能発揮上、重要な施設であり、調査により劣化状況の把握が可能である施設を対象とする。

※ 状態監視保全とは、「施設・設備の劣化状況や動作状況の確認を行い、その状態に応じて対策を行う管理方法をいう。」

【時間計画保全】

機能発揮上、重要な施設であるが、劣化の状態の把握が困難な施設を対象とする。

※ 時間計画保全とは、「施設・設備の特性に応じて予め定めた周期（目標耐用年数等）により対策を行う管理方法をいう。」

【事後保全】

機能上、影響が小さい等、重要度が低い施設を対象とする。

※ 事後保全とは、「施設・設備の異常の兆候（機能低下等）や故障の発生後に対策を行う管理方法をいう。」

② 施設の管理区分の設定

基本方針に基づき、各施設の管理区分を以下のとおり設定する。

1) 状態監視保全施設

【管路施設】

施設名称	点検・調査頻度	改築の判断基準	備考
管渠・マンホール	点検：5年に1回 調査：点検で異常を確認した場合	緊急度Ⅱで改築を実施。	腐食環境下
管渠・マンホール	点検：8年に1回 調査：点検で異常を確認した場合	緊急度Ⅱで改築を実施。	重要管路（幹線）
管渠・マンホール	点検：15年に1回 調査：点検で異常を確認した場合	緊急度Ⅱで改築を実施	重要管路（一般）
マンホール蓋	点検：5年に1回 調査：点検で異常を確認した場合	緊急度Ⅱで改築を実施	腐食環境下
マンホール蓋	点検：7年に1回 調査：点検で異常を確認した場合	緊急度Ⅱで改築を実施	一般環境下

【処理場・ポンプ場施設】

施設名称	点検・調査頻度	改築の判断基準	備考
スクリーンかす設備	点検は日常的に実施。 調査は概ね1回／5～7年程度又は点検で異常が確認された場合に実施。	健全度2以下で改築を実施	改築はリスクが高い資産を優先とする。
雨水沈砂設備	点検は日常的に実施。 調査は概ね1回／5～7年程度又は点検で異常が確認された場合に実施。	健全度2以下で改築を実施	改築はリスクが高い資産を優先とする。
汚水沈砂設備	点検は日常的に実施。 調査は概ね1回／5～7年程度又は点検で異常が確認された場合に実施。	健全度2以下で改築を実施	改築はリスクが高い資産を優先とする。
雨水ポンプ設備	点検は日常的に実施。 調査は概ね1回／5～7年程度又は点検で異常が確認された場合に実施。	健全度2以下で改築を実施	改築はリスクが高い資産を優先とする。
污水ポンプ設備	点検は日常的に実施。 調査は概ね1回／5～7年程度又は点検で異常が確認された場合に実施。	健全度2以下で改築を実施	改築はリスクが高い資産を優先とする。
最初沈殿池設備	点検は日常的に実施。 調査は概ね1回／5～7年程度又は点検で異常が確認された場合に実施。	健全度2以下で改築を実施	改築はリスクが高い資産を優先とする。
反応タンク設備	点検は日常的に実施。 調査は概ね1回／5～7年程度又は点検で異常が確認された場合に実施。	健全度2以下で改築を実施	改築はリスクが高い資産を優先とする。
最終沈殿池設備	点検は日常的に実施。 調査は概ね1回／5～7年程度又は点検で異常が確認された場合に実施。	健全度2以下で改築を実施	改築はリスクが高い資産を優先とする。
消毒設備	点検は日常的に実施。 調査は概ね1回／5～7年程度又は点検で異常が確認された場合に実施。	健全度2以下で改築を実施	改築はリスクが高い資産を優先とする。
汚泥輸送・前処理設備	点検は日常的に実施。 調査は概ね1回／5～7年程度又は点検で異常が確認された場合に実施。	健全度2以下で改築を実施	改築はリスクが高い資産を優先とする。
汚泥濃縮設備	点検は日常的に実施。 調査は概ね1回／5～7年程度又は点検で異常が確認された場合に実施。	健全度2以下で改築を実施	改築はリスクが高い資産を優先とする。
汚泥消化タンク設備	点検は日常的に実施。 調査は概ね1回／5～7年程度又は点検で異常が確認された場合に実施。	健全度2以下で改築を実施	改築はリスクが高い資産を優先とする。
汚泥脱水設備	点検は日常的に実施。 調査は概ね1回／5～7年程度又は点検で異常が確認された場合に実施。	健全度2以下で改築を実施	改築はリスクが高い資産を優先とする。
脱臭設備	点検は日常的に実施。 調査は概ね1回／5～7年程度又は点検で異常が確認された場合に実施。	健全度2以下で改築を実施	改築はリスクが高い資産を優先とする。
クレーン類物あげ設備	点検は日常的に実施。 調査は概ね1回／5～7年程度又は点検で異常が確認された場合に実施。	健全度2以下で改築を実施	改築はリスクが高い資産を優先とする。

※「点検は日常的に実施」とは、概ね1回／1年or6月程度の頻度で実施する。

2) 時間計画保全施設

【管路施設】

施設名称	目標耐用年数	備考
該当なし		

【処理場・ポンプ場施設】

施設名称	目標耐用年数	備考
受変電設備	標準耐用年数の1.7倍とする。	
自家発電設備	標準耐用年数の1.7倍とする。	
制御電源及び 計装用電源設備	標準耐用年数の1.7倍とする。	
負荷設備	標準耐用年数の1.7倍とする。	
計測設備	標準耐用年数の1.7倍とする。	
監視制御設備	標準耐用年数の1.7倍とする。	

※ただし、故障・不具合がある場合、補修部品がないもの内、代替品による対応が困難な場合は、目標耐用年数未達でも改築とする。

備考) 施設名称を「下水道施設の改築について（平成28年4月1日 国水下事第〇〇号 下水道事業課長通知）」の別表に基づき記載する場合にあっては、大分類、中分類、小分類のいずれで記載してもよい。

3) 主要な施設の管理区分を事後保全とする場合の理由

【管きょ施設】

該当なし

【処理場・ポンプ場施設】

該当なし

※主要な施設とは、管路施設における管渠やポンプ場におけるポンプ設備、処理場における送風機設備や汚泥脱水機設備など、各施設に求められる機能を発揮するのに必要な重要度の高い施設・設備を示す。

③ 改策実施計画

1) 計画期間

令和	5	年度	～	令和	9	年度
----	---	----	---	----	---	----

2) 個別施設の改策計画

【管路施設】

(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(6)	(7)	(8)
処理区・排水区の名称	合流・污水・雨水の別	対象施設	布設年度	供用年数	対象延長(m)	概算費用(百万円)	備考
本渡処理区	汚水	管きよ、マンホール、マンホール蓋	S53～S60	38～49	475.15	252.43	
合計						252.43	

【処理場・ポンプ場施設】

(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(6)	(7)	(8)
処理場・ポンプ場等の名称	合流・污水・雨水の別	対象施設	設置年度	供用年数	施設能力	概算費用(百万円)	備考
本渡浄化センター	汚水	水処理設備 最初沈澱池設備	S52	46	14,800m ³ /日	117.30	
"	汚水	汚泥処理設備 消化タンク設備	H6, H8	29, 27	14,800m ³ /日	626.20	
"	汚水	汚泥処理棟			14,800m ³ /日	178.00	
"	汚水	汚泥処理設備 汚泥脱水設備	H6, H8	29, 27	14,800m ³ /日	778.00	
"	汚水	付帯設備 ゲート設備	S49, 51	49, 47	14,800m ³ /日	40.00	
"	汚水	付帯設備 配管類	S52	46	14,800m ³ /日	58.00	
"	汚水	電気計装設備 自家発電設備	S52	46	14,800m ³ /日	295.80	
"	汚水	電気計装設備 負荷設備	S53	45	14,800m ³ /日	370.70	
"	汚水	電気計装設備 制御電源及び計装用電源設備	H16	19	14,800m ³ /日	161.80	
"	汚水	電気計装設備 監視制御設備	H16	19	14,800m ³ /日	667.80	
今釜新町ポンプ場	雨水	ポンプ設備 雨水ポンプ設備	S49, S50	49, 48	876.0m ³ /分	226.00	
"	雨水	付帯設備 クレーン類物あげ設備	S49, S50	49, 48	876.0m ³ /分	125.00	
"	雨水	電気計装設備	S49, S50	49, 48	876.0m ³ /分	60.00	
浜田雨水ポンプ場	雨水	ポンプ設備 雨水ポンプ設備	S49, S63	49, 35	114.0m ³ /分	207.00	
瀬戸雨水ポンプ場	雨水	ポンプ設備 雨水ポンプ設備	S49, S63	49, 35	114.0m ³ /分	134.00	
"	雨水	電気計装設備	S49, S63	49, 35	114.0m ³ /分	18.00	
淨南雨水ポンプ場	雨水	ポンプ設備 雨水ポンプ設備	S58	40	356.0m ³ /分	198.00	
"	雨水	電気計装設備 自家発電設備	S57	41	356.0m ³ /分	62.00	
小計						4323.60	

【処理場・ポンプ場施設】

(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(6)	(7)	(8)
処理場・ポンプ場等の名称	合流・汚水・雨水の別	対象施設	設置年度	供用年数	施設能力	概算費用(百万円)	備考
浜田污水中継ポンプ場	汚水	付帯設備 ゲート設備	S60	38	2.64m ³ /分	30.00	
〃	汚水	沈砂池設備 スクリーンかす設備	S60	38	2.64m ³ /分	8.23	
〃	汚水	電気計装設備 負荷設備・監視制御設備 自家発電設備	S61	37	2.64m ³ /分	66.00	
瀬戸污水中継ポンプ場	汚水	電気計装設備 負荷設備・監視制御設備	H3	32	1.01m ³ /分	106.00	
〃	汚水	付帯設備 脱臭設備	H3	32	1.01m ³ /分	3.00	
広瀬污水中継ポンプ場	汚水	沈砂池設備 スクリーンかす設備	S58, S60	40, 38	1.76m ³ /分	13.00	
下田浄化センター	汚水	共通施設(水処理施設) 付帯設備	H12	23	680m ³ /日	16.80	
〃	汚水	電気計装設備 負荷設備	H12	23	680m ³ /日	89.90	
〃	汚水	電気計装設備 計測設備	H12	23	680m ³ /日	8.40	
高浜浄化センター	汚水	汚泥処理設備 汚泥脱水設備	H12	23	620m ³ /日	197.40	
〃	汚水	水処理設備 反応タンク設備	H20	15	620m ³ /日	6.50	
小計						545.23	
合計						4868.83	

- 備考1) 改築を実施する施設のうち、② 1)において状態監視保全施設もしくは時間計画保全施設に分類したものを記載する。
- 備考2) 対象施設には、改築を行う部位、設備名称を記載する。記載にあたっては、「下水道施設の改築について（平成28年4月1日 下水道事業課長通知）」別表の中分類もしくは小分類を参考とする。
- 備考3) 「下水道施設の改築について（平成28年4月1日 下水道事業課長通知）」別表に定める年数を経過していない施設については、備考欄において、同通知に定める「特殊な環境により機能維持が困難となった場合等」の内容について、以下の該当する番号及び概要を記載する。
- ① 塩害など避けられない自然条件あるいは著しい腐食の発生など計画段階では想定しない特殊な環境条件により機能維持が困難となった場合
 - ② 施設の運転に必要なハード、ソフト機器の製造が中止されるなど、施設維持に支障をきたす場合
 - ③ 省エネ機器の導入等により維持管理費の軽減が見込まれるなど、ライフサイクルコストの観点から改築することが経済的である場合及び地球温暖化対策の推進に関する法律(平成10年法律第117号)に規定する「地方公共団体実行計画」、エネルギーの使用の合理化に関する法律(昭和54年法律第49号)に規定する中長期的な計画等、地球温暖化対策に係る計画に位置付けられた場合
 - ④ 標準活性汚泥法その他これと同程度に下水を処理することができる方法より高度な処理方法により放流水質を向上させる場合
 - ⑤ 浸水に対する安全度を向上させる場合
 - ⑥ 下水道施設の耐震化を行う場合
 - ⑦ 合流式下水道を改善する場合
- 備考4) 改築事業の実施にあたっては、別途、詳細設計等において、効率的な手法等を検討すること。

④ ストックマネジメントの導入によるコスト縮減効果

概ねのコスト縮減額	試算の対象時期
約 71 百万円／年	概ね100年

※標準耐用年数で改築するシナリオと最適シナリオを比較

- 備考) 標準耐用年数で全てを改築した場合と比較して、②に基づき健全度・緊急度等や目標耐用年数を基本として改築を実施した場合のコスト縮減額を記載する。